

Title	フランス革命と地役権
Sub Title	La suppression des tenures foncières perpétuelles
Author	渡辺, 國廣
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1972
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.65, No.5 (1972. 5) ,p.310(26)- 324(40)
JaLC DOI	10.14991/001.19720501-0026
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19720501-0026

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

フランス革命と地役権*

渡 辺 國 廣

- I 序
- II 1 新しい地役権
 - A 利用強要権における革新
 - B 所有への懐疑
- 2 後進地帯と、新しい地役権
 - A 当を得た状況からの脱皮
 - B 分益による継続利用の場合
 - C ぶどう栽培と地役権の強要という事態をめぐる
- III 結

I

序

周知の如く、フランス革命は土地所有に対する平等な参加を目標とした。この観点からすれば、手にあまるほどの土地を抱えた者がいることは、ゆゆしい問題であろう。これらの土地は、そこに地役権を願う者の手中にあった。従って革命はその目的の達成のため、こうした地役権者を、土地の所有者に仕立てることになる。事実また1789年の⁽¹⁾布告でも、地役権者を、いっきにその土地の所有者に仕立てたかった。

しかしこうした措置が貫徹されるならば、地役権を提供した大土地所有の側の権利は侵害されることになる。従ってまたかかる措置には、大土地所有の側からの反発も大きかった。所有について、

* この稿は、本誌64巻12号所収の、「利用と所有」との関連で書かれたものである。従ってまた、私の当面の仕事、「フランス革命の土地問題」の一部。ここで地役権という時、servitudeの訳のつもり。従ってあくまでも便宜的なもの。差当って取組んでいる仕事では、そのほかにも、術語の訳に苦しんでいる。前出の二つの論稿について、すでに、二注意を受けた。有難い限りである。いずれ一書にまとめる際、ご好意のほどを、生かさなければならぬと念じている。しげしの猶予をお願い申上げる。

(1) ただし Décret des 4, 11 août 1789 のこと。

フランス革命と地役権

これを保護しなければならないという立場を革命が掲げる以上、地役権者をただちに所有者にまで転化することには問題があろう。こうしたなかで革命は、たとえ土地所有に対する平等を掲げていても、地役権者を、彼が地役権を持つ土地の所有者としていすわらせるべく、その意向をまっとうに貫徹することができなかつた。事実また地役権については、地役権者としていつまでもその土地に⁽¹⁾い続けなければならないという状況に関する限り、改訂するというだけのことで満足しなればならなかつたのである。地役権者の側からの強い突上げにもかかわらず、革命はついに、所有について絶対という、この基本路線をくずそうとしない。

とにかく妥協が画策された。本稿は、この経過に関し触れる。妥協といっても、結局のところそれは、地役権について、長期に、継続であるという状況の否定でしなかつた。しかしまたこれが、後進地帯では、どう展開したのか。本稿は、それについても関説する。

II

1 新しい地役権

A 利用強要権⁽²⁾における革新

地役権により土地にありつく時、利用強要権といわれる場合では、地役権者が事実上の所有者に仕立てられていった。彼は99年を上廻わって、そこにいすわることが当然とすら考えていた。しかしこうしたことと引替えに彼は、たとえ欠損でも、地役権の放棄を禁じられた。しかし当時は、欠損年の発生する度合が高い。かかる限り、土地と対しながら彼は、貧窮に追込まれるわけであろう。今や期待が裏切られ、土地は彼を、だめな人間にしまった。彼はこれからの救いを、革命に求めることにした。革命もまた人間の解放を目標として掲げる以上、彼の願いを何とか充足してやらなければならない。

これを受け、1789年の布告は、地役権者のため、全面的な支持を与えた。今や土地は、それについて利用を強要した者の手に移ることになった。こうした限り、その土地を、もともと所有した者の立場は無視されてしまおう。革命が所有について絶対という以上、かかる状況を放置はできない。しかしまた同じく看過できないのも、土地によりながらかえって苦境に追込まれた人たちのいる事実であろうか。この間の調整こそ、革命がはたさなければならない、大きな課題であった。今や妥協が画策されるにいたる。その経過や、いかん。

(1) 早くも Décret des 3, 9 mai 1790 (DUVERGIER, Collection complète des lois, décrets, ordonnances, réglemens ..., I, pp. 163 et suiv.) には、この方針が打出されている。

(2) これに関しては、本誌64巻12号所収、私の稿のうち、pp. 3-5. に注意。

始動 地役権者がいすわり、そのまま所有者となることは、とにかく許せないのである。これを放任すれば、所有に対する侵害ということになる。所有について絶対を掲げる時、革命はこれに同調することができなかった。しかし一方でまた革命は、土地所有に関してみなが平等でなければならぬとする以上、他人に利用をゆだねるほどの大所有を維持するような方向において地役権を認めることに対し、何とか避けたいと念じた。そしてこれをはたそうと、早くも1790年には、地役権について、長期に、継続であるという点を、問題にし始めた。地役権者のため、もしこうした状況を放置すれば、大所有の現状の支持に通ずることにもなろう、革命はこんなふうに考えたのであった。今や地役権について、期間の厳密な設定がいはれるにいたった。これにより革命は、大所有を侵害しないまま、好意的な配慮を、所有にあずかり得られない者のため、与えることができることと信じた。期間の設置により今は誰も、地役権を介し土地と対する時、いつかの彼の都合というものすら前面に打出すことが可能となった。こうした事態こそ、革命の精神に合致するところでもある。革命の基調からすれば、人間の躍動のため、十二分な場を構築しなければならず、地役権が恒久化されるということで、土地をめぐる上下の関係が恒常化するの、何としても排除したいところのものであった。

革命によっても地役権者がついに、地役権を認められた土地について、所有者にまでいたるということはない。彼はただ、地役権を認められた土地について、彼の都合の貫徹を許されたというだけのことであった。もはや彼を拘束する何ものもない。こうして革命は、土地と対する人間のかかわりかたに、動きというものを持込むことになった。地役権をめぐる、変容は著しい。決定的な点は、地役権と対し、地役権者に許される裁量の幅が拡大したことにある。

模索 自身で耕作できないほどの土地を抱えた時、彼は多くの場合これを、利用強要権を願う者に対し提供した。かかる措置で、腕が唯一の頼りであるような者も、土地にありつくことができた。土地について利用強要権を得た時、彼はまたこれをきっかけに、その土地について所有を主張することすら可能であった。そしてこのことは、開墾を推進するため大きな効果を持ったのである。フランスに空処がある限り、こうした手法は維持されなければならない。しかしかかる手法が、開墾の促進のため、十分に確実なものとはいえなかった。利用強要権では地役権者に対し、長期に、継続たれというのだが、地役権者のため、その土地が現実、彼の活動にふさわしい十分な場というわけのものでもなかったのであった。

今や問題は、土地自体のうちにもある。にもかかわらず、利用強要権により土地にありついた時、彼は土地と対し、いつまでもそこに、とどまり続けなければならない。たとえ欠損でも、土地から離れることなど、かなわぬ相談であった。土地と対する時、いかなる動きに出ることも封じられた。かくしてここに、土地を介し、支配と服従の関係が恒久化されるということになる。こうした事態こそ、革命が粉碎しなければならないところのものであった。利用強要権をめぐる、地役権

者が革命に乗じ問題としたのも、実にこの点にはかならない。革命は所有を侵害することなく、その解決を考えなければならなかった。かくしてここに、妥協のため、利用強要権により土地と対する時、期間を設定しようということになったのであった。貨幣価値の低下から生ずる欠損を避けるため、損料が現物で取立てられるにいたった場合、もしこういう状況が長期に、継続するとなれば、革命がもっとも恐れた、あの、支配と服従の関係はそれによりかえって、強化されることになっていくというもので、かかる事態の解消こそ、地役権について期限をきったということにより、真にめざされたところでもあったといわなければならない。

期間を設定すれば、契約の更新のたびに、損料について調整が可能である。そればかりか、支配と服従の関係をめぐって、不条理も解消しようというのであった。その限り、社会が対立する二つの陣営にはっきり色分けされるということもなくなる。革命は結局のところ、こうした色分けのない社会を理想としていた。地役権者は利用強要権における革新で、期間の設定を固執した時、かかる理想の実現に手をかすことになったのであった。⁽¹⁾今や地役権者は、利用強要権において、有期の地役権者に仕立てられた。こうして革命では、土地と関係する仕方について、動きというものの持込みが狙われた。それによりついに革命は、土地を介し成立する人間関係における、支配と服従自体の、粉碎をめざすことができると信ずるのであった。ひたいに汗しながら、生活も立たないといった状況に追込まれた者がいれば、革命はこの人のため、多少の譲歩を、働かずとも生活できる者に対し要求しようとしたわけである。問題は、その果実を、地役権者が間違いなくつみ取り得たかであろう。この結末はまた、別のジャンルのことに属したというべきか。

展開 利用を強要し、土地にありつけた者は、欠損が出ても、その土地から離れられない。利用強要権をめぐるやりとりで、地役権者はこの点の是正に情熱をもやした。彼としては、土地の放棄が容認されるというだけのことでいい。当面した苦境を脱するため彼は、土地と対する時、去就が自由という状況を願った。

さいわい革命もまた、利用強要権について、こうした線にそい、革新を模索し始めた。そして1790年早々の布告で、これに答えた。今や地役権者として土地と対する時、長期に継続という拘束の解消が狙われた。利用強要権に対しては、革新のためかかる基調が、革命のその後の布告のなかでも折に触れ、繰返されている。従ってまた、土地と対し、利用強要権という状況にあった者のため、こうした措置がたしかに定着をみるまでには、多くの曲折をへなければならなかったといわなければならない。地役権者は簡単にその思いをはたすことができなかった。

現にまた、利用強要権を認めるに際し、いかなる変更にも応じないという動きが強い。⁽³⁾これが軟化したのは、やっとなら19世紀にはいつてからという。その背後には、土地について、去就を自由にす

(1) 革新に対する、こうした評価を、Loché, *La législation de la France...*, 1827, t. VIII, p. 87 に。

(2) Loché, VIII, pp. 88 et suiv. 参照。

(3) Décret du 17 juillet 1793 (Duvouvier, VI, pp. 19 et suiv.) に注意。ここでは、革新の基調に強く反発。

るということであって、大きな利益が見込まれることに、やっとなつたかじめ始めたという事情のあることを看過してはならない。土地所有について優位に立つことを願う者にとって、土地市場を活性化する方向において地役権に改訂を加えるということ以上に、関心をひくことはなかったのであった。

結末 地役権者にしてみれば、地役権を得たからには、その土地に安定したい。これがみのるかどうかについては、しかるべき措置が打たれることを前提としよう。土地経営には不確定要素が多く、従ってまた金融上の諸手当は、不可欠のものであった。これを欠くまま、土地について去就を自由にした時、もはやその結末は明白なところであったのである。

いまだ、必要な安住策を欠いていた。こうしたなかで、利用強要権をめぐる革命がめざしたところは結局、土地を集積することに関心を寄せる者の立場の強化に手をかすことになってしまった。しかしフランスの発展は当時、こうした集積財産について、効率の高い経営をまっとうに貫徹できる段階にまでいたっていない。従ってまたいたずらに、去就に自由、を認めることもできないのである。こうしたなかで、土地と対し、利用強要権によった者は、その土地の経営について怠惰を許されないことになっていった。にもかかわらず、もし怠惰に出れば、彼は罰金を払わなければならない。その額たるや、経営を放棄した期間、土地で得られるはずの収穫全部という、めっぽうなものとなっていた。土地の所有者は土地を遠く離れて住んでおり、土地からの収益を持続のうち(1)に引出すことを願うならば、かかる強圧的な態度に出るほかなかったのであった。土地について去就を自由にしたとはいえ、なお土地を放棄されてしまうことに対する不安は、地役権を提供した側において強かったといわなければならない。

これよりさき、罰金といえば、単に損料の支払をとどこおった時、という場合に限られていた。彼は損料に対し、責任を持つというだけのことであり、彼が土地について何とか損料を払っていれば、それ以上どうということもなかったのであった。しかし今や有期ということで、土地との関係が弛緩した時、地役権を提供した側は、それで満足できない。地役権者を期間中、間違いなく土地に定着さすべく、その措置は厳重をきわめた。高い罰金のもと、地役権者は土地について、何らか動きに出ることを封じられてしまった。こうした状況では、革命の精神の何たるかすら疑問視されなければならない。土地所有について優位に立つ力のまえに、地役権者はついに、報いられるということもなく終ってしまった。

B 所有への懐疑

革命が地役権をめぐる革新をめざす時、土地について放棄が自由、ということ強く前面に打出した。これにより革命は、土地と対し、みな貧窮のままいすわらなければならないという状況

(1) この事情は、Loché, VIII, p. 92 から。

の解消を目標としたのであった。

しかし土地と対し、長期に、利用の継続が保証されたことにより、人間がだめになるという場合は、単に地役権だけに限らない。所有ということにより土地とかわる者でも、その土地が生活のため確たる支えとならない場合、この種の危険は大きかった。かかる歯どめにもと、そうした所有では、強い拘束を特徴とした。当然また革命は、所有にまつわる、この種の拘束のことも考えなければならない。その際、通例は、所有という状況を、地役権に組替える作業を通じ、土地と対する人間の関係から、拘束というものの排除を狙おうという。革命ではしばしば、所有よりも、土地から離れる自由というものが重視されさえしたのであった。

これを要するに、土地との関係に、弛緩が起ったわけである。かかるなかで、所有について、深い懐疑に迫られる者が出現した。とくにそれは、土地によってもたしかかな安定が期待できないため、土地を、特殊な関係において所有することをよぎなくされた者の間で著しかった。彼は所有を断念し、地役権者への転身に関心を寄せさえする。しかしこれとは逆に、土地と対する関係の、弛緩に乗り、所有にまつわる、おくれた部分の排除に成功したという場合も(1)あった。そして所有から、(2)今や恩義は消えた。

永代所有と革命(3) 無主地の闖入者に対しては、その労苦に報いるべく、しばしば永代所有という扱いがなされてきた。彼はこれにより、その土地を、自主地に転化できたも同然であった。負担といえば、単に登録税のみという。

永代所有によりありつけた土地だが、多くの場合、生活の確たる保証とはならない。永代所有を成立せしめた事情からみて、これもやむを得ないところであった。そうした限り、所有について、これを認めた側が、所有に對しことさら、永代ということをやりたい、永続を願うにいたったとしても、別におかしくはないであろう。とにかく、土地を捨てられてはこまるのである。これに、何とか歯どめをかける必要があった。闖入者の労苦に報い、所有を認めようという時、そこには深い計算があったわけである。所有に對し、永代という限定を付したのも、ことを有利に運ぼうという、一心からにはほかならない。これをまた妥協といってもいい。しかしかく限定が付されること自体、革命のきらうところであった。革命は所有について、これをすっきりしたものにもまでもっていくことを理想としていた。

こうしたなかで革命は、1790年の布告により、永代所有について、そこから離れる自由を、公然とうたうにいたった。今や土地について、その処分をめぐる、必要に応じ、いかようにしてもよか

(1) 土地と対し、quevaise, motte, bordelage という状況にある場合に、そう。quevaise, motte, bordelage をめぐっては、本誌 64 卷 12 号所収、私の稿のうち、pp. 11—14 参看。

(2) Décret des 15, 28 mars 1790 の Art. 7, (DUVERGIER, I, p. 177) に注意。

(3) これに関しては、本誌 64 卷 8 号所収、私の稿のうち、pp. 55—56. を注意。

(4) 前出の、Décret des 3, 9 mai 1790 をさす。

った。土地と対し、ここでも、去就が自由という。しかしまともに貫徹すれば、永代所有を認めた側は、その土地について収入の方途を絶たれてしまうことにもなりかねなかった。土地と対し、永代所有にある者の間では、土地放棄の危険度が高かったことを想起せよ。この種の不安をかわそうと、早くも1791年には、永代所有を地役権に切替えるという布告⁽¹⁾が発せられている。そしてこの基調は、その後の立法のなかにも継承されることになったのであった。今や土地をあくまでも利用の対象という。やっここにその定着をみた。

土地と対し、永代所有にある者は、こうして、単なる地役権者に仕立てられた。地役権者として、土地と対した時、彼は、地役権を提供した側のため収入をもたらず、よき利用者に転化したのであった。しかしそうなった時、彼は地役権により拘束されるということもない。新しい地役権では、当事者間の関係に期間を限っていた。

所有から利用へ 利用税の支払を、ごく短期間、とどこおったというだけで、その土地が没収されてしまった⁽²⁾。ひたいに汗しながら、もはや何の報いもないのである。所有という状況にあるにもかかわらず、こうした不幸は頻発した。土地による時、不安定な要素が多く、利用税のため必要な額を捻出できないという場合も起ったためであった。

そうも簡単に、没収されるというのであれば、もはや所有とはいえない。革命は所有について安定をめざす以上、かかる状況を放置できなかった。そしてこのための策として、土地と対する時、彼を、地役権者に仕立てることとした。地役権者はこれにより、土地と対し、一定の期間、利用者として安定できた。こうして革命はしばしばまた、土地について、所有よりも、安定的利用のほうを選んだのであった⁽³⁾。安定的利用という時、土地と対し、地役権者として振舞える状況にはかならない。しかし地役権者といっても、従前の地役権者とは違う。その脱皮の過程は、前述したところであった。

2 後進地帯と、新しい地役権

A 当を得た状況からの脱皮⁽⁴⁾

手にあまるほどの土地の集積者は開墾を申出る者に対し、かなり優遇した地役権を認めてきた。かかるなかで地役権者は、地役権を認められた土地について所有者となり、無条件でそこにいすわることにも可能であった。彼はこの考えを現実に移すべく、革命を絶好の機会の到来とみた。事実また、執拗な努力が続けられた。

(1) Décret du 15 septembre 1791 (DUVERGIER, III, p. 268) のこと。

(2) この点は、本誌64巻8号に所収、私の稿のうち、p. 65 参照。

(3) 前出の Décret des 3, 9 mai 1790 では、locatairie perpétuelle を、地役権に切替えることを指示。土地と対する時、locatairie perpétuelle という状況をめぐっては、本誌64巻8号に所収、私の稿のなかで、p. 65 に。

(4) これと関連しては、本誌64巻12号に所収、私の稿のうち、pp. 9-11 を参看。

かかる際、地役権者の主張が全面的に通れば、土地を集積した側の立場は無視されたことになる。一方また、土地を集積した者の権利が不動のものとするれば、土地について特権的な立場の解消をめざす革命の基調に反するわけでもあろう。この間の調整をはかりながら、一体ことを、どう運んだらいいものか。地役権を得た土地について一転し、真正の所有者たらんとめざした時、彼の苦悩もまたそのへんのところにあつたとみたい。しかし革命の諸立法はかかる苦悩に対し、まともに報いようとしなかった。地役権者はただ、所有への強い憧憬を、その意中に秘めるというだけで終始した。

もはや彼は、所有ということを断念しなければならない。土地と対し彼は、一段と動きやすい状況に置かれたことで満足したというのがせいぜいのところか。経済環境が彼を、地役権者としてそのままいすわることを許さないという時、土地から離れて、何ら差支えないとする、かかる措置はまた、地役権者のため土地を提供した側が土地と対し、ことを有利に運ぶため手をかすことにも通じたのであった。こうして革命はしばしばまた、土地を集積した側に加担し、集積財産の効率高い利用を、地役権者の追放を軸に進めることになるわけだが、ただそれが、フランスでも荒廃度の高い、ごく限られたところで起ったということだけは、この際、記憶さるべきであろうか。地役権と対し、取捨が自由になれば、もはや荒廃度は増すばかりである。大所有をバックに大経営を打出すなど、望外のことに属した。

一つの妥協 地役権者としてにせよ、とにかく若干の土地にありつけたのである。彼はその土地と対し、一転して所有者の地位に立とうと願った。彼はこれを、その土地についてすでに所有者であった側を、説得しながら進めなければならない。地役権者が地役権を認められた土地と対し、所有にまでいたるべく、たとえ革命に乗じようとも、この土地についてすでに所有者であった側を、無視できないという以上、彼は何か妥協に出なければならなかった。地役権者は地役権を認められた土地について、所有者に転ずることを強く望んだにもかかわらず、現実目標の達成ははばまれた。そしてこれは、地役権を望む者のため、手にあまる土地のうちから一部を提供した側の、強い⁽¹⁾結束に原因したのであった。これを上廻る適切なものはないとする、現実肯定的な、その主張に、ただ地役権者はたじろいだ。しかしなお地役権者は自己の信ずるところを疑わず、その実現に全力を傾けることを忘れなかった。

とはいえ、1791年の布告⁽²⁾により、地役権者は契約が中途でも、土地を提供した側の同意なく、建物や地面を、他に譲渡することができるようになった。しかもその際、土地移転税を支払う必要がないばかりか、契約に盛込まれた諸負担のうち、未払分について彼は、何の責任もないのである。また地役権者は、契約の完了と同時に地役権から離れたければ、契約完了までの6ヵ月以内に、建

(1) この点に関しては、DUBREUIL, L., *Les vicissitudes du domaine congéable en Bass-Bretagne*, 1925, I, p. 191 から。

(2) かかる事情が、DUBREUIL, I, pp. 93 et suiv. にくわしい。

(3) Décret des 7 juin, 6 août 1791 (DUVERGIER, VII, pp. 6 et suiv.) のこと。

物や地面について、賠償金を受取ることができた。しかしこれが可能なため、地役権者は間違いなく自身で、その土地を、1791年の聖ミカエルの日から、引続き2年間、耕作していなければならない。また賠償金が契約に従い、間違いなく支払われなければならない。地役権者は建物や地面を競売に付すことができた。それでも賠償金の額に満たない場合、彼は土地まで処分することが許されたのであった。ただかかる布告が実施されたのは、1791年の聖ミカエルの日から、4年後ということになっていた。しかしまた布告によれば、当事者間の決定をすべて、文章化しておかなければならない。

こうした妥協のなかで、地役権者が地役権を認められた土地と対する時、今や彼はそこから、自由に離れ得た。このことに彼は、何の犠牲も感ずるところがない。それどころか彼は、地役権を認められた土地から離れようとする際、そこに投じた限りのものを、完全に回収することすらできた。地役権を得たならば、あくまで彼はこの事態を、自己に有利なように運びたかった。そしてこのため、土地について去就が自由という状況を、可能な限り犠牲なく実現することがめざされたわけで、こうしたことが許された背後に、地役権を提供した側の、まぎれもない致富を見落してはならない。⁽¹⁾ 今や彼は、地役権者が求めるまま、賠償金の支出に応じ得た。こうして回収できた時、その土地についてももとの所有者は、かかる回収分をめぐって、効率の高い経営への方向を模索し始めることになったのであった。

所有に対する執念 土地について地役権を持った時、とにかく彼はその土地と対し、優位に立つことができた。今や彼は土地について、去就が自由である。地役権から離れる際、彼はそれまでに投じた労苦を、賠償されることになった。

しかし地役権者は単に、そこにとどまることができない。彼はなおも土地と対する彼の権利を、確実なものとしたかった。そして今度は、地役権者として安定できる環境の整備をめざした。このため彼は、地役権を認められた土地を、ただの分与地⁽²⁾と断定、諸規制の解消を当然のこととして主張するにいたったのであった。かかる背後には、土地について、耕作のためそこに投じた労苦を、重視しなければならないとする思想があったわけで、今やこのまえに、地役権を願う者のため土地⁽³⁾を提供した側は、土地を不法に入手した者とみなされ、軽んじらるべき存在に落ちてしまった。革命はこうした、ふらち者の排除に従うとするのが、地役権者の立場でもあろうか。しかしかかるなかで、所有の番人という、革命に本来的な目的は後退を続けなければならない。どこまで引けるか、これこそが問題である。

地役権者はまったくもって、勝手というほかない。立法議会もまた、これに加担した。そして長い

(1) かかる指摘を、DUBREUIL, I, pp. 144 et suiv. にみることができる。

(2) 分与地の位置づけに関しては、本誌64巻8号に所収、私の稿のうち、とくに pp. 56-60 に注意。

(3) こうしたいい分をめぐっては、DUBREUIL, I, p. 24 から。

長い議論⁽¹⁾のすえ、1792年の布告⁽²⁾により、地役権者はあらゆる負担から無償で解放され、その土地と対し、真正の所有者としていすわることになった。今や彼には、地面や建物ばかりでなく、土地まで処分が可能である。これが原則であるわけだが、しかしなお立法議会は、土地を提供した側の意向に加担せざるを得なかった。そして彼に対し、損料の徴収と、地役権者のため提供した土地に対する伐木権を残した。ただ損料については布告中に、廃止するということが規定として盛り込まれていた。もっとも廃止の代償に地役権者は、貨幣で支払っていた損料の場合、20デニール、穀物で支払っている損料の時、25デニールを差出さなければならない。しかしやがて、こうした措置すら廃止⁽³⁾が命令されるにいたったのである。そしてもはや地役権を提供した側は、損料対しいかなる請求も許されなくなった。この布告はまた、解消さるべき負担の、いちいちについてまでも触れ、地役権者の側に徹底して加担することになったのであった。

かかる時、地役権者により、土地が掠奪されたといつて差支えない。1792年の布告は、こうした掠奪に加担することになったも同然であった。土地を提供した側はただ、損料を断念した代償に、何がしかを、一時金として手にしたに過ぎない。こうした一時金だが、土地による実収の、10分の1とも、20分の1ともいわれ、支払う側にとり、何の負担とも感じられなかった。しかし当時、貨幣価値が下落し続けていたことを考えれば、一時金を受取った側の不利は明白であろう。損料の徴収を、こうした形で断念することが、あえてこれをした側にとり、大きな損失であることは疑いない。彼は永久に損料をうしない、これにより地役権者を、無償も同然で、その土地の所有者に転化することになるわけだが、こうした措置がそのまま受け入れられるべく、客観条件はまだまだ熟していなかった。土地を提供した側としても、価値の低下が明白な紙幣と引替えに、損料を放棄することには、強い不満を感じていた。もっとも一部には、損料を最初から放棄した場合が検出される⁽⁵⁾。しかしそれも、荒廃度が極端に高い土地に入植者を安住させるため、やむを得ない措置というほかなかった。3年くらい放置しただけで、使いものにならなくなるほどの土地であれば、ことは重大であり、従ってまたこうした優遇も当然のところといわなければならないのであろう。⁽⁶⁾ とにかく入植者を安心させたかった。

挫折 1791年と1792年の布告と、ことは、地役権者のため有利に運ばれてきた。従ってまた、集積した土地から一部をさき、地役権者の求めに応じた側の、不満も大きかった。彼によるまでもなく、地役権者を、地役権が許された土地に、そのままいすわらせるということは、革命の精神からみて、その土地について所有者であった側の、立場を無視した⁽⁷⁾ことにもなる。かかる不満を彼

(1) くわしくは、DUBREUIL, I, p. 514 に。

(2) Décret des 27 août, 7 septembre 1792 (DUVERGIER, IV, pp. 371 et suiv.) のこと。

(3) Décret du 27 Floréal, 2 Prairial an II (DUVERGIER, VII, p. 78) による。

(4) かかる評価は、DUBREUIL, I, p. 34 に従う。

(5) こうした手続こそ、écobuage といわれるもの。

(6) SÉE H.E., *Les classes rurales en Bretagne, du XVI^e siècle à la Révolution*, 1906, p. 182 の指摘に注意。

(7) 多くの陳情書から、DUBREUIL, II, p. 93 では、かく要約。

は、国民公会に対しぶつけた。これにより彼はいっきに地役権者の勝手を封じようというのであった。しかしもとよりそれは、かなわぬ相談であろう。彼としてもただ、1791年の布告が復活できれば、それで満足⁽¹⁾という。もはや誰も時代には抗し難い。

こうしたなかにも国民公会は、新開地の地役権について、1792年このかた続けてきた措置の、再検討に従うことになった。そしてこれは、反革命という動きに支えられて進められていった。1792年以來の事態を逆転させ、土地について地役権を認めた側の立場を重んじようというわけだが、かかる決着をみるまでには、長い討議をへなければならなかった。調整は難航をきわめた。そしてこれはまた、利害の複雑な対立を示すものにはかならない。しかし結局のところ、1797年の布告⁽²⁾により、1792年の布告を破棄、1791年の布告の復活というだけのことにとどまってしまった。これによりたしかに、地役権者が、地役権を認められた土地を勝手に掠奪するにもひとしいという、あの状況は是正された。今や土地は、地役権者のためそれを解放した側の手に戻ることになった。これに対してはなお、1792年の布告を再現せよ、との動議が繰返された。しかし結局それも、1799年までには完全に封じられてしまっている。地役権者の悲願は、ここについたのであった。革命は所有について、絶対ということを守りおおせた。

しかしなお、問題は残る。というのは、1797年の布告が溯及できるかどうかにあった。これについては、1792年の布告が廃止されたとしても、これにより獲得した土地であれば、それを、もとの所有者に戻す必要もあるまいとする。地役権者が、地役権を許された土地について所有を認められた時、よしとえそれが、法律違反の結果であっても、彼はこの点に関して誰からも非難されない⁽³⁾というのであった。白熱した議論のすえ、ここに溯及論は敗退した。しかし地役権を提供した側がこれだけの譲歩をした時、より大きな前進について期待が持たれたからにはかならない。結局のところ彼は、悲歎にくれた地役権者のため、ちょっぴりばかりの同情を示すことを忘れなかったというだけのことでしかなかったのであろう。

周知の如く、1791年の布告に従って、地役権者は、地役権を認められた土地について去就が自由となった。これを契機に活発化した土地市場において、第三身分が勝者となるということは動かない。1797年の布告は結局のところ、かかる事態の進行に手をかすことになったのである。しかしなお、地役権者として土地にありつけた者も、何とか間違いなくそこに定着させなければならぬ。⁽⁴⁾このため執政政府は地役権者のため、1792年以降1797年までの間の国税について、猶予したばかりか、1801年にはこの措置をさらに進め、同じ期間について、国税の全面的な免除を約することにし

(1) これは、DUBREUIL, II, p. 203 の指摘による。

(2) Décret du 30 octobre 1797 (DUVERGIER, X, p. 81) のこと。

(3) この事情は、DUBREUIL, II, pp. 227 et suiv. から。

(4) DUBREUIL, II, p. 289 による。

(1) た。土地について不平等を避けたいという、革命の伝統に忠実たらんと、執政政府は懸命であった。救済措置は、その後も続いた。⁽²⁾しかしこれがたしかな効果を持ったかどうか、疑わしい。一連の保護措置にもかかわらず、地役権を認められた者が、その土地について地役権者として安定しなければならぬとする、1791年の布告の基調は、ついに生かされないまま終ってしまったのであった。こうしたなかで、地役権者の逃散を問題視する声が高くなって当然であろうか。事実また逃散者が続出した。そしてこれを契機に地役権を供与した側は地役権者のため、再度の譲歩をよぎなくされた。

B 分益による継続利用の場合⁽³⁾

分益による継続利用が容認され、そうしたことで地役権を持つことになった者は、いつまでもそのままの状況が続けるのを、よしと思わない。土地をもって、支配の手段とすることを避けなければならないとする革命の基調に乗じ、彼もまた現状に対し強い反発を示すことになった。そしていったんは、思いをとげたかみえた。⁽⁴⁾しかし結局のところ彼は、その土地と対し、地役権者として安住するというだけのことで満足しなければならぬ。今や地役権者の悲願は封じられた。⁽⁵⁾問題は、その結果する事態のうちにある。

安定の代償 地役権者にしてみれば、負担がすべて解消され、地役権を認められた土地に、所有者としてそのままいすわることができれば、最上であった。しかし現実には、それは許されないのである。

もはや地役権者の悲願は封じられた。彼は一步後退し、ただ地役権者として自身を、有期の地役権者に転化できれば、満足というのであった。そして彼としては、この期間を、最大限、3世代、99年まで延長することが許されれば、もってよしとした。今や彼は地役権について、継続ということを断念したわけである。

この代償に彼の願ったことといえば、契約の期間中に限り、決して追放されないという保証であった。しかしこれが現実化できた時、彼はそれと引替えに、地役権を担保に供することを厳禁されてしまったのであった。今や土地について望むべきは、たしかな安定というだけのことにかならない。しかしこのため彼は土地について、利用ということの効率を高めることを断念してしまったのである。効率を高めたければ、資金の融通が容易に受けられるという状況こそ、重要なことではなかったろうか。地役権を認められた土地の状況からすれば、その点、なおさらのことであった。土地に安定はできても、彼に、向上が約束されるとは限らないわけで、そのいい例をここにみるこ

(1) DUBREUIL, II, p. 260 に従う。

(2) この点については、DUBREUIL, II, p. 274 参看。

(3) これに関連しては、本誌64巻12号に所収、私の稿のうち、pp. 7-8 を参看。

(4) こうした評価については、SAUZET L., *Le méayage en Limousin*, 1897, pp. 92-93 に注意。

(5) それを、Cass. 11 août 1840. (SIREY, *Recueil des lois et arrêts*, ..., 1840, I, p. 673) と、Cass. 30 mars 1842 (SIREY, 1842, I, p. 167) にみることができる。この概要が、以下。

とができるというべきか。

C ぶどう栽培と地役権の強要という事態をめぐって⁽¹⁾

ぶどうの栽培を介し、土地にありついた者の場合、指示に従い、ぶどう栽培を続ける限り、よほどに優遇された状況にあったといえる。彼はその土地について、所有者の地位に立ったも同然であった。

しかしなお革命に乗り彼は、この方向の強化を策することを忘れない。⁽²⁾ その際、何よりも重視されたのは、ぶどう栽培という限定から脱することにある。とにかく経営を自主的に進めたいわけである。そしてこれにより、地役権者としての地位が改善できると考えるのであった。

経営に、自由を とにかく経営について、自由が願われた。かかる意図は、地役権者によれば、未墾地に長く投じてきた労苦のゆえに、当然また満たされなければならないものでもあった。こうした理由づけをふまえ、突上げが強かっただけに、その土地について所有権を持っていた側から、反発もまた大きかった。かくして地役権者と、地役権を願う者のため土地を提供した側との間で、調整はいよいよ困難な問題として、物議をかもしることにもなった。

争点は、ぶどう栽培という限定をめぐって、是か非かにある。しかしついに地役権者はその土地について、この限定を排除できず、欲求不満を続けなければならない。地役権者がかかる限定から脱し、土地経営について自由な裁量を打出すことができるため、遠く19世紀末まで待たなければならなかった。その直接の契機となったのは、ぶどう虫害の打撃から逃散する地役権者が続出し、このため地役権者に提供した土地からの収益に、重大な支障が生じたという事実。これ以上に地役権の供与側を狼狽させたものはない。何とか打開が望まれた。

今や地役権者は、ぶどう栽培という限定から脱し得た。しかしそれは、地役権を提供した側の打算によるものであった。かかる限り、地役権者のため、事態の有利な展開は望むべくもない。事実また、そうでもあったのである。

地役権者の戸惑い 地役権者にしてみれば、その土地に向って投じた労苦のうえに立ち、この土地と対し、所有にまでいたりたかった。しかし地役権を提供した側にしてみれば、ただ単にぶどうの栽培を依頼したというだけのことにしか過ぎない。地役権を提供した側はそう論じ、地役権者からの強い突上げにもかかわらず、土地について所有を認めようとしなかった。地役権者は現状の打開を、裁判に持込んだ。にもかかわらず、地役権を提供した側は、土地について彼の権利を守るため、法律などまったく必要がないと、きわめて高姿勢であった。⁽³⁾

(1) かかる事態をめぐっては、本誌64巻12号に所収、私の稿のうち、pp. 8—9. を注意。

(2) 意欲のほどを、DUVERNIER, VI, p. 19 所収、note にみよ。

(3) この事情を、GRAND R., *Le Contrat de Complant depuis les origines jusqu'à jours*, 1917, pp. 126 et suiv. により知ることができる。

こうした高姿勢のまえに、地役権者は革命に乗り、その野心を貫徹する望みも絶たれてしまったのである。もはや地役権を提供した側と調整を続けながら、地位の保全を考えることは許されない。地役権者は不利な立場に追込まれた。彼は単に、指示に従い、その限りにおいて、土地について所有者というだけのことに終った。

しかしこうした限定が続くことは、権利の絶対を掲げる、革命の基調に反するのである。しかし地役権者をついに、この種の限定を粉碎することができなかつた。⁽¹⁾ こうして地役権者は、革命というものに大きな疑惑を感じずようになっていった。彼は絶望的状况に追いやられた。

ぶどう虫害と地役権者の動向 早くもぶどう栽培は魅力を減じつつあった。それに加え、19世紀末に、未曾有のぶどう虫害が発生した。しかしなおぶどう栽培ということで、その土地の利用を強要するとすれば、地役権者は土地にありつくことで、かえって貧困に落込むことになろう。地役権者はこれを避けなければ、逃散するほかない。しかしまたかかる逃散ということ自体、かつてぶどう栽培が採算に見合う時、地役権を認めた側により、土地収益を増加する機会ともなっていたのであった。

しかしぶどう栽培それ自体が魅力を欠くという段階では、事情が違ふ。逃散により、地役権を提供した側に、苦悩は深まっていた。そしてここに妥協がなされ、土地の利用について、もはやこれまでの限定を廃止するにいたったのであった。こうして地役権者は、何の拘束もない地役権者となっていた。⁽²⁾ そしてこの契機となったのが、実に、経済法則であったことは、土地もまた経済法則に支配される時代に巻込まれたことを意味するものとして注目し値しよう。今や土地の利用について、それを拘束するのは、経済性だけになった。

III

結

周知の如く、フランス革命は、土地と対する関係のなかに、近代を実現するため戦われた。このプロセスを、革命の立法手続を手がかりに検討し、土地と対する関係における近代とは、フランスにおいて、いったい何であったのか、こんな問題を本稿は考えようとしたのである。

土地とかかわる仕方、地役権という場合がある。これにより、土地にありつく際、通常的なタイプとしては、利用強要権を挙げなければならない。また地役権という状況がしばしば、後進地帯では、さまざまな形態のものとして現象する。一般に地役権という場合、土地と対し、継続とい

(1) GRAND, pp. 111 et suiv. の詳細に従う。

(2) かかる経過の一例を、CHÉNON E., *Démembrement de la propriété foncière*, 2^e éd. 1923, pp. 177 et suiv. にみる。

うことが重視され、たとえ欠損でも、土地の放棄が許されなかった。かかる限り、土地を介し、支配関係が恒久化されるというわけで、こうした事態に納得できないとするのがまた、革命でもあった。そしてこれからの救いを革命は、継続にかわるに、有期という、妥協のなかに見出そうとしたのである。

これを要するに、革命を契機に、土地と関係する仕方のなかに、動きというものが持込まれたのであった。今や土地と対し、去就が自由という。ただこれが、フランスでは、土地と対する関係を、没に導くという方向で作用しなかった。むしろ、土地と対し、小所有と大所有を安定的に並存させるということになるわけだが、かかる結末については単に、近代を持込む、上述の姿勢にかかわるということだけによとも思えないのである。革命によってもついに、地役権者は地役権の地位にとどまり、わずかに彼は、土地と対し、彼の裁量可能な幅を拡大し得たにとどまった。大所有の解体のなかに、小所有の拡大を期そうという、革命のもう一つの意図も、所有の不可侵を掲げる革命のまえに、挫折をよぎなくされた。

(経済学部助教授)

(1) 革命が模索した、所有の何たるかをめぐっては、本誌に発表予定の稿「フランス革命の土地所有」において、触れるはず。

ヴィクセルの租税帰着理論について〔II〕

飯野 靖 四

はじめに

- I ヴィクセルの『租税帰着論』
- II ヴィクセルの資本理論
- III ヴィクセルの『租税帰着論』における方法上の特徴と構成 (以上前号)
- IV 『租税帰着論』におけるヴィクセルの主張とその評価
 - 1 独占利益に対する課税
 - 2 自由競争が行なわれている場合の租税帰着 (1)生産要素が資本と労働だけの場合
 - 3 自由競争が行なわれている場合の租税帰着 (2)生産要素として土地をも含む場合
 - 4 (1)生産に対する差別的な課税
(2)外国生産物に対する課税
(3)自由貿易論の相対的真理性
 - 5 賃金税の転嫁可能性

おわりに (以上本号)

IV 『租税帰着論』におけるヴィクセルの主張とその評価

1 独占利益に対する課税

1-1 定義と仮定

1. 独占の定義

ヴィクセルは「一般に、すべての異常な企業利益を独占とみなすことができる。しかしながらここでは、何か或る財を生産する時に支配的な地位をもっており、従って或る価格の限度内において、判然たる競争から免れているような企業利益の持ち主だけに限る。」と「独占」を定義している。この「独占」の定義はかなりあいまいであるけれども、我々はそれ以上に、ここで考えられている独占は、生産者側の独占すなわち「供給独占」だけであるということに注意しなければならない。

2. 仮定

- (1) 固定費用 (ヴィクセルが「一般的な費用」と呼んでいるもの) 及び限界費用 (ヴィクセルが「経常費